

平成 2 9 年 6 月 1 6 日

まちづくり委員会資料

所管事務報告

武蔵小杉周辺景観計画特定地区の区域拡大及び 景観形成方針・基準の改定（案）について

<添付資料>

資 料 1 武蔵小杉周辺景観計画特定地区の区域拡大及び景観形成方針・
基準の概要

資 料 2 武蔵小杉周辺景観計画特定地区の区域拡大及び景観形成方針・
基準の改定（案）に対する意見の募集について

資 料 3 今後の予定

参考資料 1 現況写真

参考資料 2 武蔵小杉周辺景観計画特定地区景観形成方針・基準（案）

まちづくり局

《景観計画特定地区》

本市では、平成20年に景観法に基づく景観計画を施行し、本市の景観をさらに美しく魅力あるものとするため、また、身近な街なみの景観を守り育て次世代への継承していくために、市全域を景観計画の区域として定めています。その中で、地域の景観の形成を先導していく地区や本市の景観の骨格の一部を構成する重要な地区など、「景観計画特定地区」として位置づけ、より積極的な景観の形成を図っています。「景観計画特定地区」では、景観形成方針として地区全体の目指すべき方向性を示す「基本目標」と、軸と核に関する空間構成及びデザインの考え方を示す「方針」を定めるとともに、景観形成基準として、定性的な内容の景観形成方針に応じた、建築行為等の際に守るべき具体的なルールを定めています。

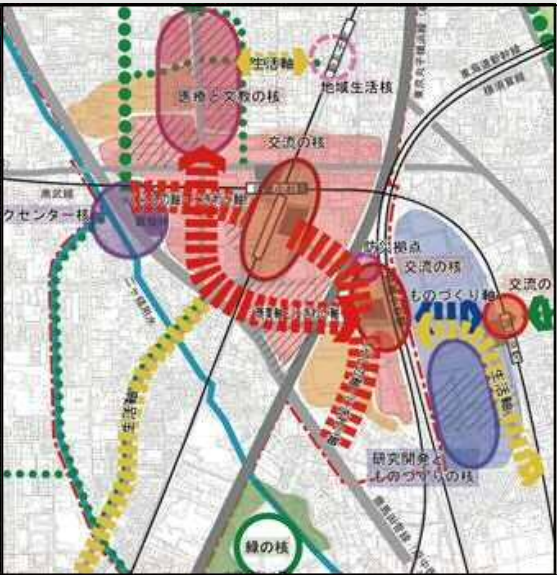
- 6地区：川崎駅周辺地区、川崎駅西口大宮町地区、鹿島田駅西部地区、新川崎地区、武蔵小杉周辺地区、新百合丘駅周辺地区

《武蔵小杉周辺景観計画特定地区の経緯》

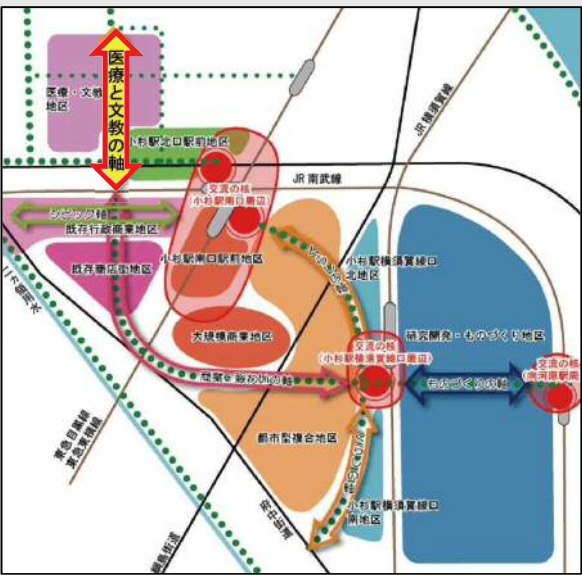
- 平成17年7月 都市景観条例に基づく「武蔵小杉周辺都市景観形成地区」 指定
- 平成20年7月 景観法に基づく「川崎市景観計画」 策定
- 平成26年3月 武蔵小杉周辺景観計画特定地区指定 告示
（「武蔵小杉周辺都市景観形成地区」から移行）
- 平成26年4月 武蔵小杉周辺景観計画特定地区指定 施行
- 平成25年4月 小杉町2丁目地区地区計画 決定
- 平成26年2月 小杉町3丁目東地区地区計画 決定
- 平成28年8月 小杉町1・2丁目地区地区計画 決定

《変更理由》

平成21年3月に、都市計画マスタープラン「小杉駅周辺まちづくり推進地域構想」が策定され、風格と快適さを感じることができる街なみ景観をめざし、新たな開発エリアにおいても広域拠点にふさわしい景観形成を誘導することとしています。駅北側については、同構想において「医療と文教の核」と位置づけられ、地区計画等を定めることにより民間開発を誘導しています。現在、地区計画に基づき、複数の民間開発事業が計画・着工されています。こうした中、北側地区を含め本市の広域拠点にふさわしい都市景観の形成を確実に誘導するため、北側地区を景観計画特定地区へ編入するとともに、事業の進捗に合わせ景観形成基準策定地区を追加するものです。



「小杉駅周辺まちづくり推進地域構想」将来構想図



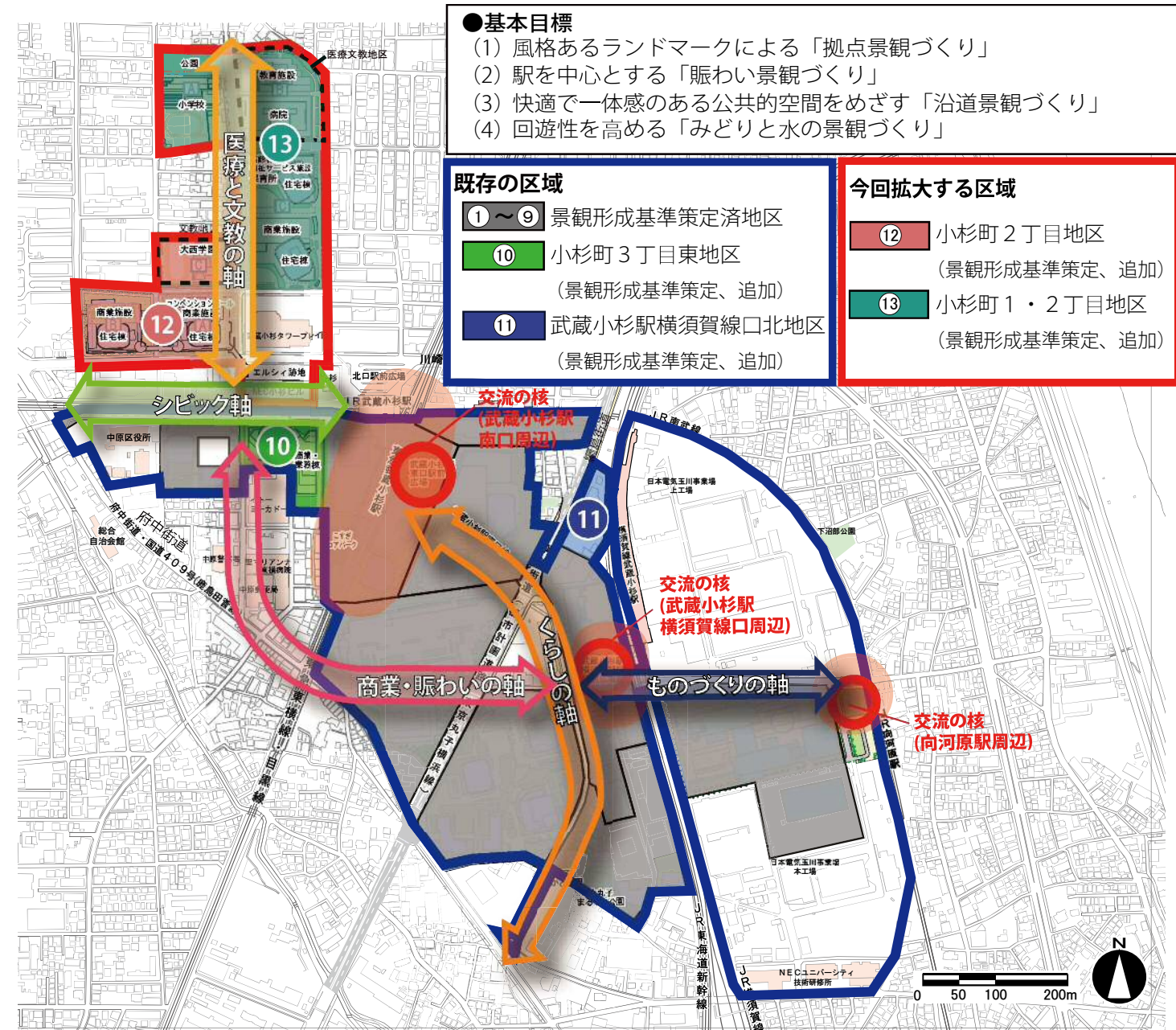
武蔵小杉周辺の景観構造

《主な変更点》

- 区域の拡大（右図の赤枠部分）
- 景観形成方針における方針の追加
「ものづくりの軸」、「くらしの軸」、「商業・賑わいの軸」、「シビック軸」に加え「医療・文教の軸」を追加
- 景観形成基準の策定、追加（右図の⑩～⑬の部分）
事業進捗に合わせ、4地区を追加するとともに、地区計画における地区整備計画に基づき、地区ごとの基準（建築物又は工作物の形態意匠の制限・屋外広告物に関する行為の制限）を策定
4地区：小杉町3丁目東地区、武蔵小杉駅横須賀線口北地区、小杉町2丁目地区、小杉町1・2丁目地区

《区域・景観形成方針》

景観計画特定地区拡大に伴い、武蔵小杉駅北側に《医療と文教の軸》を追加し、景観形成方針を策定する。



●方針

- 《シビック軸》
様々な人々が集うことによる「交流」や、沿道の再開発によって形成される多様な用途の建築物が一定の調和を見せながら「共生」した、「親しみと落ち着きのある街並み」をつくる。
- 《商業・賑わいの軸》
大規模商業施設の集客力や、既存商店街における「界隈性」を活かし、人々が出会うことによる「賑わい」、「アクティビティ」、「活気」が感じられるデザインを施し、『賑わいと快適さが感じられる街並み』をつくる。
- 《くらしの軸》
都市型住宅としての良好な住環境に求められる「暖かみ」、「安らぎ」や「落ち着き」を想起させるデザインを施し、地域の人々のふれあいを誘発する『暖かみと安らぎのある街並み』をつくる。
- 《ものづくりの軸》
先端研究開発機能のイメージが有する「デジタル感」、「新しさ」や、ものづくりに必要な豊かな創造力がもたらす「軽快感」を想起させるデザインを施し、「端正で洗練された街並み」をつくる。

《医療と文教の軸》追加

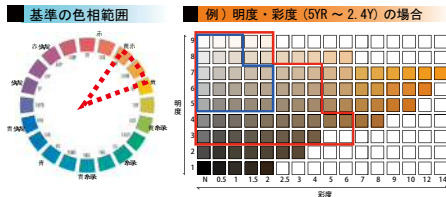
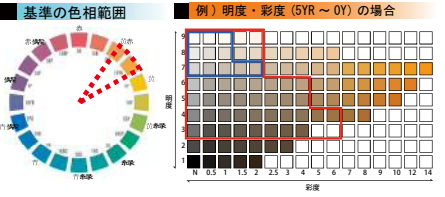
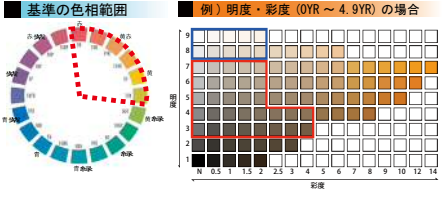
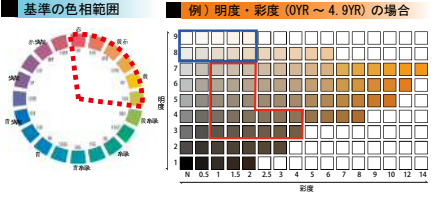
医療・文教機能に求められる「安らぎ」「暖かさ」「落ち着き」や、住宅・商業等を含めた各機能の「交流」を誘発するデザインを施し、『暖かさや安らぎが感じられる潤いのある街並み』をつくる。

- 空間構成の考え方
・医療・文教・住宅等の各機能の相互の繋がりが感じられる交流空間の創出
・北口駅前の活気あるまちから、緑豊かな等々力緑地に向けた賑わいと緑の連携性の創出
・利用者に暖かさや安らぎが感じられる潤いのある街並み空間の創出
- デザインの考え方
＜潤いのある街並み＞
ー 安らぎ・暖かさ・交流 ー

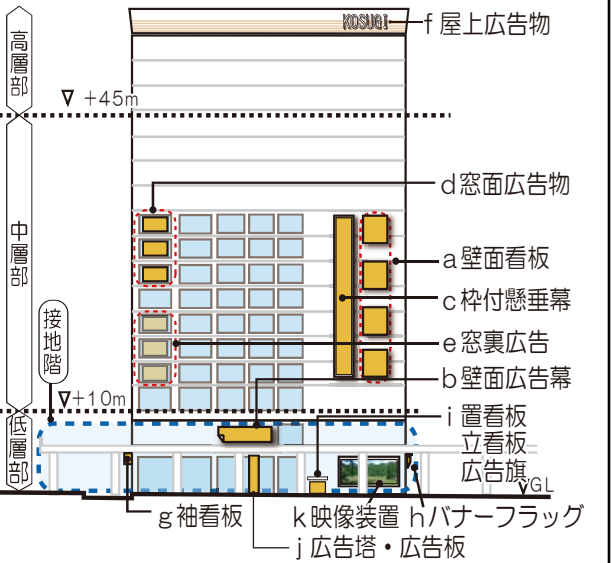
《景観形成基準の概要》

景観計画特定地区拡大に伴い、それぞれの地区の景観形成方針に基づき景観形成基準を策定する。

■地区別一覧：詳細記述は※参考資料 2 を参照してください。 ※参考資料 2・・・武蔵小杉周辺景観計画特定地区景観形成方針・基準（案）

		10 小杉町3丁目東地区 参考資料2・・・P4～5 参考資料2・・・P6～9	11 武蔵小杉駅横須賀線口北地区 参考資料2・・・P10～11 参考資料2・・・P12～15	12 小杉町2丁目地区 参考資料2・・・P16～17 参考資料2・・・P18～21	13 小杉町1・2丁目地区 参考資料2・・・P22～23 参考資料2・・・P24～27	イメージ
景観形成の考え方		・「シビック軸」と「商業・賑わいの軸」の結節点として、活気と交流をもたらす商業機能と都市型住居機能の融合 ・通りと一体感のある歩道状空地やゆとりあるオープンスペースの活用 ・効果的に配置された緑と、ガラス素材等を多用した開放的な建築物低層部の設えによる、賑わいや明るさを感じられる空間の創出	・隣接する「くらしの軸の暖かさや「ものづくりの軸」を意識した端正さを兼ね備えた街並みの形成	・「医療と文教の軸」との連続性に配慮した、暖かさや安らぎを感じられる潤いのある街並みの形成 ・通りと一体感のある歩道状空地やゆとりあるオープンスペースの確保 ・効果的に配置された緑と建築物の低層部においてデザインを切り替えることにより、ヒューマンスケールに配慮した設えによる、暖かさや安らぎを感じられる空間の創出		●建築物、敷地、みどり、照明等のデザイン  低層部を分節化し、デザインを工夫  開放的なエントランス部
建築物又は工作物の形態意匠の制限	1 施設計画・建築物等のデザイン	高層部におけるランドマーク性を意識したデザイン等	低層部は、中高層部のデザインと切り替え、歩行者の目線でまとまりを感じられる街並みを演出等	高層部におけるランドマーク性を意識したデザイン等		
	2 外壁の色彩	「シビック軸」と「商業・賑わいの軸」の結節点上に立地することから、暖色系のアースカラーを基調とした暖かみのある街並みとなるよう配色を行う。 	「くらしの軸」や「ものづくりの軸」を意識した、暖かさや端正さを兼ね備えた街並みとなるよう配色を行う。 	「医療と文教の軸」沿いに立地することから、暖色系のアースカラーを基調とした暖かみのある街並みとなるよう配色を行う。 	「医療と文教の軸」沿いに立地することから、暖色系のアースカラーを基調とした暖かみのある街並みとなるよう配色を行う。 	 歩道と一体的な景観を形成  ルーバーで屋上設備類を遮蔽
	3 民有地の敷地、通路、広場のデザイン	敷地境界部の柵などの禁止、敷地内と歩道舗装との一体性を確保、舗装材の質感向上	敷地内の舗装と歩道舗装との調和、敷地境界部の柵などの配慮	敷地境界部の柵などの禁止、敷地内の舗装と歩道舗装との一体性を確保、舗装材の質感向上		
	4 照明のデザイン	過度の点滅の禁止、演色性・色温度への配慮	過度の点滅の禁止、演色性・色温度の配慮	過度の点滅の禁止、演色性・色温度への配慮		
	5 みどりのデザイン	限られた空間を有効に活用し賑わいの演出の配慮、開放的な空間等の配慮	限られた空間を有効に活用し、街の開放感に配慮	軸の連続性に配慮し季節を感じられる街路景観の創出、多様な交流や潤いのある景観形成に努める		 豊富な植栽で潤いある景観を形成  暖かみのある夜間景観を演出

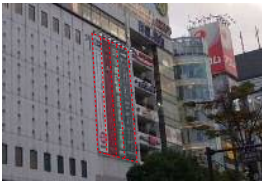
屋外広告物に関する行為の制限	1 配置、表示内容、形状、照明	広告物の集約等への配慮、自家広告物のみの掲出、切り文字広告物の推奨、点滅広告物の禁止			
	2 色彩、文字の配置	使用色彩数（原則3色以内、2色以内の推奨）、使用色彩範囲、文字面積（原則40％）、文字数（原則8文字）の制限			
	3 壁面看板等	大きさ（縦5m以下、横5m以下）、設置位置（原則、中層部以下）、壁面に対する割合（中層部5％、低層部15％の制限）			
	4 枠付懸垂幕	設置禁止			
	5 窓面広告物等	直接の貼付けへの配慮、設置位置・幅の統一、文字の縦の長さ（0.6m以内）、窓面積に対する割合（20％）の制限			
	6 屋上広告物	設置禁止（屋上設備目隠し部分に設置する自家広告の切り文字なら設置可能）	設置禁止	設置禁止	設置禁止（屋上設備目隠し部分に設置する自家広告の切り文字なら設置可能）※⑬-2地区のみ
	7 袖看板	設置位置（接地範囲のみ）、大きさ（縦0.7m以下、出幅1m以下）、下端の位置（接地面から2.5m以上）の制限			
	8 バナーフラッグ	大きさ（横1m以下）、設置高さの統一			
	9 置看板、立看板、広告旗	置看板（縦1.2m以下、横0.9m以下）、広告旗（6ヵ月以内、縦1.8m以下、横0.6m以下）、立看板（設置禁止）	設置禁止		
	10 広告塔・広告板	大きさ（縦2.5m以下、横5m以下）（敷地入口 縦6m以下、横1.5m以下）、1カ所に集約	大きさ（縦2.5m以下、横5m以下（敷地入口 縦4m以下、横1.5m以下））、1カ所に集約	大きさ（縦2.5m以下、横5m以下（敷地入口 縦4m以下、横1.5m以下））、1カ所に集約 ※川崎駅丸子線に接する敷地の入口付近は設置可能	大きさ（縦2.5m以下、横5m以下（敷地入口 縦4m以下、横1.5m以下））、1カ所に集約 ※⑬-2の敷地の入口付近は設置可能
	11 映像装置	設置数（1壁面1カ所）、設置位置（接地範囲のみ）、大きさ（1壁面当たり3㎡）の制限			



a 壁面看板



b 壁面広告幕



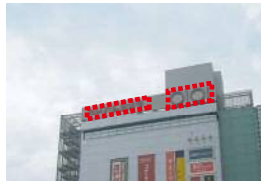
c 枠付懸垂幕



d 窓面広告物



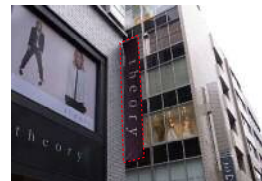
e 窓裏広告物



f 屋上広告物



g 袖看板



h バナーフラッグ



i 置看板等



j 広告塔・広告板



k 映像装置

武蔵小杉周辺景観計画特定地区の区域拡大及び 景観形成方針・基準の改定(案)に対する意見の募集について

■ 目 的

武蔵小杉周辺景観計画特定地区の区域の拡大及び景観形成基準の改定をします。
それにあたり、パブリックコメントを実施し、幅広く市民の皆様の意見を募集します。

■意見の募集期間

平成29年7月1日(土)から平成29年7月31日(月)まで ※消印有効

■素案の閲覧場所

- 1 川崎市役所 まちづくり局 計画部 景観担当
- 2 各区役所、支所及び出張所の閲覧コーナー

※ ホームページでも内容をご覧ください。

■意見書の提出方法

御意見、住所、氏名、電話番号を記入し、下記の方法により、「まちづくり局 計画部景観担当」に提出してください。※意見を提出する様式は自由ですが、「意見書」も御活用いただけます。

- (1) 郵 送 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所 まちづくり局 計画部 景観担当 あて
- (2) 持 参 川崎市川崎区宮本町1番地(川崎市役所隣り明治安田生命ビル5階)
- (3) F A X 044-200-3969
- (4) メール 市ホームページのパブリックコメント専用ページから所定の方法により送信

※留意事項

- 1 意見書の住所、氏名及び電話番号は、意見の内容を確認させていただく場合があるため、記載をお願いするものです。他の目的に利用せず、適正に管理します。
- 2 お寄せいただいた御意見は、平成29年12月頃に、住所、氏名等の個人情報を除き、内容を整理又は要約した上で、御意見に対する本市の考え方を取りまとめてホームページ等で公表する予定です。
- 3 電話での受付及び個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。
- 4 意見を提出できる方の範囲は、市内に在住、在勤、在学の方、又はこの案件の内容に利害関係のある方とさせていただきます。(個人、団体を問いません)。

■お問い合わせ

川崎市役所 まちづくり局 計画部 景観担当 電話044-200-3022

今後の予定

平成 29 年 11 月 屋外広告物審議会・都市景観審議会・
都市計画審議会への諮問・答申

平成 30 年 1 月 武蔵小杉周辺景観計画特定地区（景観形成方針・基準）の指
定に係わる景観計画の告示

平成 30 年 4 月 武蔵小杉周辺景観計画特定地区 景観形成方針・基準の施行



武蔵小杉周辺景観計画特定地区景観形成方針・基準（案）抜粋

景観計画特定地区の区域	
1 略	1 略
2 方針	(1)～(4) 略 (5) 医療と文教の軸 ア 空間構成の考え方 (イ) 医療・文教・住宅等の各機能の相互の繋がりが感じられる交流空間の創出 (イ) 北口駅前の活気あるまちから、緑豊かな等々力緑地に向けた賑わいと緑の連携性の創出 (ウ) 利用者に暖かさ安らぎが感じられる潤いのある街並み空間の創出 イ デザインの考え方 (イ) デザインのキーワード 医療と文教の軸にかかるゾーンは、医療・文教機能に求められる「安らぎ」「暖かさ」「落ち着き」や、住宅・商業等を含めた各機能の「交流」を誘発するデザインを施し、

	『暖かさや安らぎが感じられる潤いのある街並み』をつくる。 (イ) 建築デザイン - a 高層部は、明るく暖かみのある素材を用い、洗練されたデザインとする。 - b 低層部は、安らぎと暖かさを感じさせる暖色系のアースカラーの色彩を基調とし、多様な交流を誘発するデザインを施す。 - c 高層部と低層部のデザインを切り分けるなどして、メリハリのある建築物デザインとする。 - d 高層部は、遠景及び中景からのランドマーク性を強調した洗練されたデザインとする。 - e 低層部は、界限性と周辺の街なみとの連続性に特に配慮するとともに、ヒューマンスケールな設えとするなど、賑わいを創出し、交流の促進を図るデザインとする。 (ロ) 舗装デザイン 通り空間及び沿道の敷地内の空地等においては、安らぎや落ち着きを演出する暖色系のアースカラーを基調とした自然の風合いを感じさせる舗装材を用いる。 (ハ) 植栽デザイン - a 通り空間の植栽は、北口駅前や等々力緑地への連続性に配慮するとともに季節を感じさせる街路景観を創出する。 - b 沿道敷地内の空地等は、多様な交流や潤いを感じる緑の空間を創出する。 (ニ) 照明デザイン 通り空間及び沿道の敷地内の空地等において照明は、安らぎや落ち着きが感じられるデザインとし、光源は、色温度の低い暖かみのあるものを用いる。 (6)～(8) 略
--	---

3 研究開発・ものづくり地区における景観形成の考え方及び行為の制限
略
4 中丸子地区における景観形成の考え方及び行為の制限
略
5 武蔵小杉駅横須賀線口駅前地区における景観形成の考え方及び行為の制限
略
6 グランド地区における景観形成の考え方及び行為の制限
略
7 武蔵小杉駅南口地区における景観形成の考え方及び行為の制限
略
8 新丸子東3丁目地区における景観形成の考え方及び行為の制限
略
9 中丸子東地区における景観形成の考え方及び行為の制限
略
10 新丸子東3丁目地区における景観形成の考え方及び行為の制限
略
11 小杉町3丁目中央地区における景観形成の考え方及び行為の制限
略

1 2 小杉町 3 丁目東地区における景観形成の考え方及び行為の制限		
景観形成の考え方		(1) 「シビック軸」と「商業・賑わいの軸」の結節点として、活気と交流をもたらす商業機能と都市型住居機能の融合 (2) 通りと一体感のある歩道状空地やゆとりあるオープンスペースの確保 (3) 効果的に配置された緑と、ガラス素材等を多用した開放的な建築物低層部の設えによる、賑わいや明るさの感じられる空間の創出
行為の制限（建築物又は工作物の形態意匠の制限）	施設計画及び建築物等のデザイン	(1) 商業又は業務機能を有する建築物の低層部は、大きな開口部や開放的なデザインとし、ガラス等を用いて内部の活動が見えるようにするなど、賑わいの演出に配慮するものとする。 (2) 低層部は、高層部のデザインと切り替え、歩行者の目線でまとまりが感じられる街並みを演出するものとする。 (3) 低層部は、ヒューマンスケールを演出するため、デザインに変化をもたせるなど壁面の分節化を工夫するものとする。 (4) 高層部は、ランドマーク性を強調した表情豊かなデザインを工夫するものとする。 (5) 建築物の壁面が長大となる場合は、スリットを設けるか、又は壁面のデザインを分節化する等、圧迫感を軽減させる工夫に努めるものとする。 (6) 建築物の外壁の素材は、汚れにくく、変色しにくい等、美観の持続性に配慮した質の高い素材を使用する。 (7) 建築物付帯施設又は屋外設備類は、設置位置、垣、柵等の囲いの形態等に配慮して、周辺から直接見えにくくするとともに、建築物と一体的にデザインするよう努めるものとする。 (8) 窓のデザインは、壁面全体のバランスを考え、配置、形状及び割り付けに配慮するものとする。 (9) 商業又は業務機能を有する建築物では、通りと接する部分において、建築物の形状を工夫し、歩行者を引き込むような開放的な空間を創出するとともに、エントランス部を開放的なデザインとするよう努めるものとする。 (10) 日除けテントを設置する場合は、窓全面を覆ってはならず、その色彩は、原則として落ち着いたものとする。
	外壁の色彩に関する制限	(1) 「シビック軸」と「商業・賑わいの軸」の結節点上に立地することから、暖色系のアースカラーを基調とした暖かみのある街並みとなるよう配色を行うものとする。 (2) 建築物等の外壁の色彩は、次に掲げる範囲以内とする。 ア 高層部（地上 20 メートルを超える部分） マンセル値で色相 5 Y R から 2. 4 Y の範囲であり、明度 8 以上かつ彩度 1 以下又は明度 5 以上 8 未満かつ彩度 2 以下 イ 低層部（地上 20 メートル以下の部分） マンセル値で色相 5 Y R から 2. 4 Y の範囲であり、明度 8 以上かつ彩度 2 以下、明度 5 以上 8 未満かつ彩度 4 以下又は明度 3 以上 5 未満かつ彩度 6 以下 (3) 建築物等の壁面の 20 パーセントを超えない範囲で使用するアクセントカラーについては、前号の基準は適用しないものとする。 (4) 表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩は、外壁の色彩の基準によらないものとする。

民有地、敷地、通路及び広場のデザイン	(1) 通りと敷地の境界には、原則として塀及び柵を設けないものとする。 (2) 舗装材は、「シビック軸」と「商業・賑わいの軸」の結節点上における一体性に配慮するとともに、自然を感じさせる素材とし、暖色系のアースカラーを基調とするものとする。 (3) 敷地内の舗装の仕上げは、歩道と調和するよう配慮するものとする。 (4) 広場等は、道路等の公共空間と一体となった開放的な空間として整備するよう努めるものとする。 (5) 敷地内通路については、自然素材又は質感のある舗装材を使用するよう努めるものとする。 (6) 車止め、街灯、誘導サイン、ベンチその他の工作物は、シンプルで洗練されたデザインとする。 (7) 車止め等は、原則として「地」の色彩となる低明度の色又は金属等の素材色とするものとする。 (8) 通り抜けが可能な通路、小広場等を設け、回遊性の確保及び奥行きのある歩行者空間の形成に努めるものとする。
照明のデザイン	(1) 屋外照明は、省エネルギー効果の高い物の使用に努めるとともに、原則として過度に点滅する照明は使用しないものとする。 (2) 建築物の外構に設置される屋外照明で道路から視認されるものは、演色性が高く、かつ、暖かみのある光源（色温度2,000から4,000ケルビン程度）を基調とするものとする。 (3) 建築物の低層部の室内において使用する照明は、演色性が高く、かつ、暖かみのあるものとするよう努めるものとする。ただし、にぎわいを演出する良質な景観照明、又は用途上やむを得ない場合は、この限りでない。 (4) 光源の眩しさを考慮して、できるだけ光源が直接見えないように努めるものとする。 (5) 屋外照明は、照度の確保及び外構デザインとの調和に配慮するものとする。 (6) 夜間の景観を演出するために効果的に設置するよう努めるものとする。
みどりのデザイン	(1) 緑化は、限られた空間を有効に活用し、賑わいに配慮しつつ、過度な植栽での街の開放感が失われないよう効果的に行う。 (2) 接道部、開放的な空間、建築物の屋上等は、可能な限り緑化に努めるものとする。
適用除外	次のいずれかに該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、建築物又は工作物の形態意匠の制限を適用しないものとする。 (1) 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合 (2) 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分の場合 (3) その他市長が認める場合

屋外広告物に関する行為の制限	定義	(1) 「低層部」とは、地上１０メートル以下の部分をいう。 (2) 「中層部」とは、地上１０メートルを超え地上４５メートル以下の部分をいう。 (3) 「高層部」とは、地上４５メートルを超える部分をいう。 (4) 「接地階」とは、地上階又はデッキ部分に接している階をいう。 (5) 「壁面看板」とは、建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）の壁面に対して平面的に広告表示するもののうち、「壁面広告幕」、「枠付懸垂幕」及び「窓面広告物」を除いたものをいう。 (6) 「壁面広告幕」とは、布、ビニール等に広告表示し、建築物等の壁面に対して平面的に取り付けたものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたものは除く。 (7) 「枠付懸垂幕」とは、建築物等の壁面に取り付けられた枠に固定された布、ビニール等に広告表示するもので、一辺の長さが壁面看板の大きさの基準の一辺あたりの長さを超えるものをいう。 (8) 「窓面広告物」とは、窓扉等のガラス部分の外側に広告表示するものをいう。 (9) 「窓裏広告物」とは、窓扉等のガラス部分の内側に表示する広告物で屋外から視認されるものをいう。 (10) 「袖看板」とは、建築物等の壁面に取り付けられた工作物の突出面に広告表示するものをいう。 (11) 「バナーフラッグ」とは、建築物等の壁面を利用した工作物等につり下げる布、ビニール等に広告表示するものをいう。 (12) 「広告塔・広告板」とは、設置階の床又は地盤に固定した工作物等に広告表示されるものをいう。 (13) 「仮設広告物」とは、表示又は設置期間が３か月以内であるものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたもので、枠の設置期間が３か月を超えるものを除く。 (14) 「屋上広告物」とは、建築物の上部に広告表示するものをいう。	
	下記の各項目に共通する事項	配置	広告物は、できる限り集約化し、抑制に努めるとともに、位置や大きさを揃える等、乱雑にならないような配置を工夫するものとする。
		表示内容	広告物は、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示するものに限るものとする。
		形状	広告物の形状は、切文字式とすることを推奨するものとする。
		照明	(1) 電球等により点滅を繰り返す装置を使用する広告物は、設置しないものとする。 (2) ネオン管灯を露出して使用する広告物は設置しないものとする。ただし、ネオン管灯（２色以内を推奨する。）を、切文字式の広告物の文字の一部として線状に使用する場合は、この限りでない。 (3) 「地」が発光する箱型内照式看板の使用は、避けることを推奨するものとする。 (4) 広告物の照明は、省エネルギー効果の高い物の使用に努めるとともに、暖かみのある雰囲気 연출 するため、色温度３，０００ケルビン以下（切文字式の広告物で、節度ある落ち着いた色合いと明るさの照明を使用する場合を除く。）とすることを推奨するものとする。

	色彩のデザイン 文字のデザイン	(1) 広告物に使用する色彩は、原則として3色（色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。）以内とし、蛍光色は使用しないものとする。 (2) 広告物に使用する色彩の中に明度4以上かつ彩度4以上の色彩が含まれる場合は、広告物に使用する色彩の数を2色（色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。）以内とするよう努めるものとする。 (3) 広告物の「地」の部分には、明度4以下又は彩度4以下の色彩を使用することを推奨するものとする。ただし、やむを得ず広告物の「地」の部分に明度4かつ彩度4を超える色彩を使用する場合は、次に掲げる範囲内とするよう努めるとともに、広告物の文字の部分に使用する色彩を明度4以下又は彩度4以下とするよう努めるものとする。 ア 色相0Rから9.9Rの範囲であり、明度5以下かつ彩度1.4以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下 イ 色相0YRから9.9YRの範囲であり、明度6以下かつ彩度1.4以下、明度6を超え7以下かつ彩度8以下 ウ 色相0Yから2.4Yの範囲であり、明度8以下かつ彩度1.4以下 エ 色相2.5Yから9.9Yの範囲であり、明度7以下かつ彩度1.0以下 オ 色相0GYから9.9GYの範囲であり、明度7以下かつ彩度1.0以下 カ 色相0Gから9.9Pの範囲であり、明度5以下かつ彩度1.0以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下 キ 色相0RPから9.9RPの範囲であり、明度5以下かつ彩度1.2以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下 (4) 前各号に掲げる基準について、次のいずれかに掲げるものに該当し市長が認めた場合については適用しないものとする。 ア アクセントとして小さい面積（文字として使用する場合は文字面積の1.5パーセント以下、かつ文字以外の部分で使用する場合は文字以外の部分の面積の1.5パーセント以下）で使用する色彩 イ 会社名等に係るロゴタイプ（図形として一体的にデザインされ、かつ、原則として、色彩、字体を含めた図形として商標登録されたもの。）として使用する色彩 ウ 写真等（乱雑でないものに限る。） (1) 広告物の文字面積は40パーセント以下とするとともに、原則として、広告物の文字面積の3分の2以上の部分を8文字以下（会社名等の単一の固有名称を使用する場合で、当該固有名称の文字数が8文字を超える場合は、当該固有名称の文字数とする。）の単一の文節で構成するよう努めるものとする。ただし、広告物の文字面積を20パーセント以下とした場合は、この限りでない。 (2) 前号に掲げる基準において、広告物の文字面積の10分の9以上の部分を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を50パーセントまで拡大できるものとする。 (3) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字数を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を60パーセントまで拡大できるものとする。 (4) アルファベット等の場合は、前各号に掲げる基準に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できるものとする。 (5) 前各号に掲げる基準は、枠付懸垂幕、仮設広告物又は設置階に設置する2平方メートル以下の広告物については、適用しないものとする。 (1) 壁面看板（仮設広告物を除く。）の大きさは、1点につき縦の長さ5メートル以下、横の長さ5メートル以下とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。 ア 共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合 イ 縦の長さ3メートル以下の切り文字とする場合 ウ 接地階の開口部の上部に設置するもので縦の長さ1メートル以下とする場合 エ 建築物の壁面の上端から下方に垂直距離10メートルの範囲において、縦の長さ5メートル以下の切り文字とする場合 (2) 壁面看板は、高層部又は当該建築物の壁面（建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を含む。以下この項において同じ。）の上端から下方に垂直距離10メートルの範囲（低層部を除く）において、設置してはならないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。
壁面看板・壁面広告幕		

	ア 当該建築物の壁面の上端から 10メートルの範囲において、当該建築物の名称又はこれに類するものを切り文字で表示し、かつ、その面積の合計が、当該広告物を設置する主たる壁面の頂部から 10メートルの範囲の面積の 30パーセント以下とする場合 イ 共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合 (3) 壁面広告幕は、高層部に設置してはならないものとする。ただし、共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合は、この限りでない。 (4) 中層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の中層部の面積の 5パーセント以下（切り文字の場合は、当該切り文字の面積に 2分の 1 を乗じて計算する。）とするものとする。ただし、共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合は、この限りでない。 (5) 低層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の低層部の面積の 15パーセント以下（切り文字の場合は、当該切り文字の面積に 2分の 1 を乗じて計算する。）とするものとする。ただし、共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合は、この限りでない。 (6) 複数の広告物を連続して設置する場合は、その大きさ、設置する位置及び間隔を揃えるものとするよう努めるものとする。 (7) 接地階の出入り口の上部に設置する壁面看板は、縦の長さ 1メートル以下とし、かつ、同一の寸法で統一することを推奨するものとする。
枠付懸垂幕等	枠付懸垂幕等は、設置しないものとする。
窓面広告物・窓裏広告物	(1) 窓面広告物又は窓裏広告物に表示する文字の大きさは、縦の長さ 0.6メートル以下を基本とするものとする。 (2) 広告物は、窓面に直接貼り付けず、室内側に表示することを推奨するものとする。 (3) 同一壁面を利用する窓面広告物と窓裏広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面における階ごとの窓面積の合計の 20パーセント以下とする。ただし、次に掲げるものに該当する場合は、この限りではない。なお、切り文字の場合は、当該切り文字の面積に 2分の 1 を乗じて計算することができるものとする。 ア 仮設広告物の場合 イ 共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集若しくは販売のために設置する場合 ウ 窓面広告物及び窓裏広告物の 1 壁面あたりの面積の合計が当該壁面（高層部を除く）の 3パーセント以下の場合 エ 窓に直接貼り付けて表示する広告物を表示若しくは設置しない場合 (4) 窓面広告物又は窓裏広告物を複数階の窓面に設置する場合は、設置位置及び幅を統一するよう努めるものとする。
屋上広告物	建築物の上部を利用する広告物は、設置しないものとする。ただし、建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を利用して、当該建築物の名称又はこれに類するものを切り文字で表示する場合は、この限りでない。
袖看板	袖看板は、接地階のみの設置とし、その下端までの高さを接地面から 2.5メートル以上とし、その規模を縦の長さ 0.7メートル以下、壁面からの出幅 1メートル以下とするものとする。ただし、デッキ部分に接する階に設置する場合は、デッキ部分に接している壁面のみに設置することができる。
バナーフラッグ	バナーフラッグの大きさは、横の長さ 1メートル以下とし、地上からの高さを揃えて設置するものとする。

置看板、立看板及び広告旗	(1) 置看板の規模は、縦の長さ1.2メートル以下、横の長さ0.9メートル以下とするものとする。 (2) 広告旗は、設置しないものとする。ただし、行事又は催物類の用に供するために設置する場合であって、次によるものとするときはこの限りではない。 ア 設置期間を6か月以内とする場合 イ その規模を縦の長さ1.8メートル以下、横の長さ0.6メートル以下とする場合 (3) 立看板は、設置しないものとする。 (4) 置看板及び広告旗は、風等で容易に転倒や移動しないことなど安全な方法で設置するものとする。
広告塔・広告板	(1) 広告塔及び広告板は、縦の長さ2.5メートル以下、横の長さ5メートル以下、表示面積の合計25平方メートル以下とするものとする。ただし、建築物の名称又はこれに類するものを表示するものを敷地の入口付近に設置する場合は、縦の長さ6メートル以下、横の長さ1.5メートル以下、表示面積の合計18平方メートル以下とするものとする。 (2) 広告塔及び広告板は、主要な入口あたり1箇所（敷地の入口付近に設置する場合は、敷地の入口あたり1箇所）の設置を基本とし、やむを得ず複数設置する場合は、できるだけ集約化するとともに、大きさ及び位置を揃えるよう努めるものとする。
映像装置	(1) 画像、文字等の映像を映し出す広告物は、接地階のみの設置とし、その数は、1壁面当たり1箇所（当該壁面が複数のテナントに使用されている場合には、1のテナント当たり1箇所）までとするものとする。 (2) 画像、文字等の映像を映し出す広告物の規模は、1壁面当たり3平方メートル以下とするものとする。
適用除外	(1) 次に掲げるものに該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、屋外広告物に関する行為の制限を適用しないものとする。 ア 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合 イ 公共的目的をもって表示し、又は設置する場合 ウ 道標等の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合 エ 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために表示し、又は設置する場合 オ 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する場合 カ 即時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合で、表示面積が1平方メートル以下の場合 キ 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置する場合 ク その他市長が認める場合 (2) 地区外の建築物等に表示、又は設置された屋外広告物で、地区内に突出するものについては、屋外広告物に関する行為の制限を適用しないものとする。

1 3 武蔵小杉駅横須賀線口 北地区における景観形成の考え方及び行為の制限		
景観形成の考え方	隣接する「くらしの軸」の暖かさや「ものづくりの軸」を意識した端正さを兼ね備えた街並みの形成	
行為の制限（建築物又は工作物の形態意匠の制限）	施設計画及び建築物等のデザイン	(1) 中高層部は、遠景を意識し、都会的な軽快さを演出する。 (2) 低層部は、中高層部のデザインと切り替え、歩行者の目線でまとまりが感じられる街並みを演出する。 (3) 低層部は、ヒューマンスケールを演出するため、デザインに変化をもたせるなど壁面の分節化を工夫する。 (4) 商業又は業務機能を有する建築物の低層部は、賑わいを演出するためにガラス等によりできるだけ内部の活動が見えるようにする。
	外壁の色彩に関する制限	(1) 「くらしの軸」や「ものづくりの軸」を意識した、暖かさや端正さを兼ね備えた街並みとなるよう配色を行うものとする。 (2) 建築物等の外壁の色彩は、次に掲げる範囲以内とする。 - ア 中高層部（地上10メートルを超える部分） マンセル値で色相5 Y Rから0 Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度1以下又は明度7以上8未満かつ彩度2以下 - イ 低層部（地上10メートル以下の部分） マンセル値で色相5 Y Rから0 Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度2以下、明度5以上8未満かつ彩度4以下又は明度3以上5未満かつ彩度6以下 (3) 建築物等の壁面の20パーセントを超えない範囲で使用するアクセントカラーについては、前号の基準は適用しないものとする。 (4) 街区全体で街なみに配慮した建築計画及び色彩計画を定めており、かつ、都市景観審議会専門部会の意見を聴いて、市長が認めた場合、又は表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩で、かつ、周辺の街なみと調和する場合においては、外壁の色彩に関する制限によらない色彩を使用できるものとする。
	民有地、敷地、通路及び広場のデザイン	(1) 舗装の設えは、原則として道路歩道部との調和に配慮するとともに、道路に面する部分に設ける柵の構造は、可視可能なフェンス等を主体とした開放性の高いものとする。 (2) 舗装材は、くらしの軸の連続性に配慮し、自然を感じさせる素材とするとともに、アースカラーを基調とする。 (3) 車止め等の工作物は、原則として「地」の色彩となる低明度の色又は金属等の素材色とするものとする。

	照明のデザイン	(1) 通りの照明は、演色性が高く、かつ、暖かみの感じられる光源（色温度 2,000～4,000 ケルビン程度）を基調として用いる。ただし、商業施設の賑わいを演出する景観照明はこの限りではない。 (2) 屋外照明は、省エネルギー効果の高い物の使用に努めるとともに、原則として過度に点滅する照明は使用しないものとする。
	みどりのデザイン	緑化は、限られた空間を有効に活用し、潤いの演出に配慮しつつ、過度な植栽で街の開放感が失われないよう効果的に行う。
	適用除外	次のいずれかに該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、建築物又は工作物の形態意匠の制限を適用しないものとする。 (1) 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合 (2) 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分の場合 (3) その他市長が認める場合

屋外広告物に関する行為の制限	定義		(1) 「低層部」とは、地上１０メートル以下の部分をいう。 (2) 「中層部」とは、地上１０メートルを超え地上４５メートル以下の部分をいう。 (3) 「高層部」とは、地上４５メートルを超える部分をいう。 (4) 「接地階」とは、地上階又はデッキ部分に接している階をいう。 (5) 「壁面看板」とは、建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）の壁面に対して平面的に広告表示するもののうち、「壁面広告幕」、「枠付懸垂幕」及び「窓面広告物」を除いたものをいう。 (6) 「壁面広告幕」とは、布、ビニール等に広告表示し、建築物等の壁面に対して平面的に取り付けたものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたものは除く。 (7) 「枠付懸垂幕」とは、建築物等の壁面に取り付けられた枠に固定された布、ビニール等に広告表示するもので、一辺の長さが壁面看板の大きさの基準の一辺あたりの長さを超えるものをいう。 (8) 「窓面広告物」とは、窓扉等のガラス部分の外側に広告表示するものをいう。 (9) 「窓裏広告物」とは、窓扉等のガラス部分の内側に表示する広告物で屋外から視認されるものをいう。 (10) 「袖看板」とは、建築物等の壁面に取り付けられた工作物の突出面に広告表示するものをいう。 (11) 「バナーフラッグ」とは、建築物等の壁面を利用した工作物等につり下げる布、ビニール等に広告表示するものをいう。 (12) 「広告塔・広告板」とは、設置階の床又は地盤に固定した工作物等に広告表示されるものをいう。 (13) 「仮設広告物」とは、表示又は設置期間が３か月以内であるものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたもので、枠の設置期間が３か月を超えるものを除く。 (14) 「屋上広告物」とは、建築物の上部に広告表示するものをいう。
	下記の各項目に共通する事項	配置	広告物は、できる限り集約化し、抑制に努めるとともに、位置や大きさを揃える等、乱雑にならないような配置を工夫するものとする。
		表示内容	広告物は、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示するものに限るものとする。
		形状	広告物の形状は、切文字式とすることを推奨するものとする。
		照明	(1) 電球等により点滅を繰り返す装置を使用する広告物は、設置しないものとする。 (2) ネオン管灯を露出して使用する広告物は設置しないものとする。ただし、ネオン管灯（２色以内を推奨する。）を、切文字式の広告物の文字の一部として線状に使用する場合は、この限りでない。 (3) 「地」が発光する箱型内照式看板の使用は、避けることを推奨するものとする。 (4) 広告物の照明は、省エネルギー効果の高い物の使用に努めるとともに、暖かみのある雰囲気 연출 するため、色温度３，０００ケルビン以下（切文字式の広告物で、節度ある落ち着いた色合いと明るさの照明を使用する場合を除く。）とすることを推奨するものとする。

	色彩のデザイン 文字のデザイン	(1) 広告物に使用する色彩は、原則として3色（色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。）以内とし、蛍光色は使用しないものとする。 (2) 広告物に使用する色彩の中に明度4以上かつ彩度4以上の色彩が含まれる場合は、広告物に使用する色彩の数を2色（色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。）以内とするよう努めるものとする。 (3) 広告物の「地」の部分には、明度4以下又は彩度4以下の色彩を使用することを推奨するものとする。ただし、やむを得ず広告物の「地」の部分に明度4かつ彩度4を超える色彩を使用する場合は、次に掲げる範囲内とするよう努めるとともに、広告物の文字の部分に使用する色彩を明度4以下又は彩度4以下とするよう努めるものとする。 ア 色相0Rから9.9Rの範囲であり、明度5以下かつ彩度1.4以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下 イ 色相0YRから9.9YRの範囲であり、明度6以下かつ彩度1.4以下、明度6を超え7以下かつ彩度8以下 ウ 色相0Yから2.4Yの範囲であり、明度8以下かつ彩度1.4以下 エ 色相2.5Yから9.9Yの範囲であり、明度7以下かつ彩度1.0以下 オ 色相0GYから9.9GYの範囲であり、明度7以下かつ彩度1.0以下 カ 色相0Gから9.9Pの範囲であり、明度5以下かつ彩度1.0以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下 キ 色相0RPから9.9RPの範囲であり、明度5以下かつ彩度1.2以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下 (4) 前各号に掲げる基準について、次のいずれかに掲げるものに該当し市長が認めた場合については適用しないものとする。 ア アクセントとして小さい面積（文字として使用する場合は文字面積の1.5パーセント以下、かつ文字以外の部分で使用する場合は文字以外の部分の面積の1.5パーセント以下）で使用する色彩 イ 会社名等に係るロゴタイプ（図形として一体的にデザインされ、かつ、原則として、色彩、字体を含めた図形として商標登録されたもの。）として使用する色彩 ウ 写真等（乱雑でないものに限る。） (1) 広告物の文字面積は40パーセント以下とするとともに、原則として、広告物の文字面積の3分の2以上の部分を8文字以下（会社名等の単一の固有名称を使用する場合で、当該固有名称の文字数が8文字を超える場合は、当該固有名称の文字数とする。）の単一の文節で構成するよう努めるものとする。ただし、広告物の文字面積を20パーセント以下とした場合は、この限りでない。 (2) 前号に掲げる基準において、広告物の文字面積の10分の9以上の部分を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を50パーセントまで拡大できるものとする。 (3) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字数を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を60パーセントまで拡大できるものとする。 (4) アルファベット等の場合は、前各号に掲げる基準に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できるものとする。 (5) 前各号に掲げる基準は、枠付懸垂幕、仮設広告物又は設置階に設置する2平方メートル以下の広告物については、適用しないものとする。
壁面看板・壁面広告幕		(1) 壁面看板（仮設広告物を除く。）の大きさは、1点につき縦の長さ5メートル以下、横の長さ5メートル以下とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。 ア 共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合 イ 縦の長さ3メートル以下の切り文字とする場合 ウ 接地階の開口部の上部に設置するもので縦の長さ1メートル以下とする場合 エ 建築物の壁面の上端から下方に垂直距離10メートルの範囲において、縦の長さ5メートル以下の切り文字とする場合 (2) 壁面看板は、高層部又は当該建築物の壁面（建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を含む。以下この項において同じ。）の上端から下方に垂直距離10メートルの範囲（低層部を除く）において、設置してはならないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

	ア 当該建築物の壁面の上端から 10 メートルの範囲において、当該建築物の名称又はこれに類するものを切り文字で表示し、かつ、その面積の合計が、当該広告物を設置する主たる壁面の頂部から 10 メートルの範囲の面積の 30 パーセント以下とする場合 イ 共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合 (3) 壁面広告幕は、高層部に設置してはならないものとする。ただし、共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合は、この限りでない。 (4) 中層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の中層部の面積の 5 パーセント以下（切り文字の場合は、当該切り文字の面積に 2 分の 1 を乗じて計算する。）とするものとする。ただし、共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合は、この限りでない。 (5) 低層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の低層部の面積の 15 パーセント以下（切り文字の場合は、当該切り文字の面積に 2 分の 1 を乗じて計算する。）とするものとする。ただし、共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合は、この限りでない。 (6) 複数の広告物を連続して設置する場合は、その大きさ、設置する位置及び間隔を揃えるものとするよう努めるものとする。 (7) 接地階の出入り口の上部に設置する壁面看板は、縦の長さ 1 メートル以下とし、かつ、同一の寸法で統一することを推奨するものとする。
枠付懸垂幕等	枠付懸垂幕等は、設置しないものとする。
窓面広告物・窓裏広告物	(1) 窓面広告物又は窓裏広告物に表示する文字の大きさは、縦の長さ 0.6 メートル以下を基本とするものとする。 (2) 広告物は、窓面に直接貼り付けず、室内側に表示することを推奨するものとする。 (3) 同一壁面を利用する窓面広告物と窓裏広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面における階ごとの窓面積の合計の 20 パーセント以下とする。ただし、次に掲げるものに該当する場合は、この限りではない。なお、切り文字の場合は、当該切り文字の面積に 2 分の 1 を乗じて計算することができるものとする。 ア 仮設広告物の場合 イ 共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集若しくは販売のために設置する場合 ウ 窓面広告物及び窓裏広告物の 1 壁面あたりの面積の合計が当該壁面（高層部を除く）の 3 パーセント以下の場合 エ 窓に直接貼り付けて表示する広告物を表示若しくは設置しない場合 (4) 窓面広告物又は窓裏広告物を複数階の窓面に設置する場合は、設置位置及び幅を統一するよう努めるものとする。
屋上広告物	建築物の上部を利用する広告物は、設置しないものとする。
袖看板	袖看板は、接地階のみの設置とし、その下端までの高さを接地面から 2.5 メートル以上とし、その規模を縦の長さ 0.7 メートル以下、壁面からの出幅 1 メートル以下とするものとする。ただし、デッキ部分に接する階に設置する場合は、デッキ部分に接している壁面のみに設置することができる。
バナーフラッグ	バナーフラッグの大きさは、横の長さ 1 メートル以下とし、地上からの高さを揃えて設置するものとする。

置看板、立看板及び広告旗	置看板、立看板及び広告旗は、設置しないものとする。
広告塔・広告板	(1) 広告塔及び広告板は、縦の長さ2.5メートル以下、横の長さ5メートル以下、表示面積の合計25平方メートル以下とするものとする。ただし、建築物の名称又はこれに類するものを表示するものを敷地の入口付近に設置する場合は、地の色を、マンセル値で明度4以下かつ彩度4以下又は、彩度1以下とし、縦の長さ4メートル以下、横の長さ1.5メートル以下、表示面積の合計12平方メートル以下とするものとする。 (2) 広告塔及び広告板は、主要な入口あたり1箇所（敷地の入口付近に設置する場合は、敷地の入口あたり1箇所）の設置を基本とし、やむを得ず複数設置する場合は、できるだけ集約化するとともに、大きさ及び位置を揃えるよう努めるものとする。
映像装置	(1) 画像、文字等の映像を映し出す広告物は、接地階のみの設置とし、その数は、1壁面当たり1箇所（当該壁面が複数のテナントに使用されている場合には、1のテナント当たり1箇所）までとするものとする。 (2) 画像、文字等の映像を映し出す広告物の規模は、1壁面当たり3平方メートル以下とするものとする。
適用除外	(1) 次に掲げるものに該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、屋外広告物に関する行為の制限を適用しないものとする。 ア 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合 イ 公共的目的をもって表示し、又は設置する場合 ウ 道標等の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合 エ 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために表示し、又は設置する場合 オ 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する場合 カ 即時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合で、表示面積が1平方メートル以下の場合 キ 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置する場合 ク その他市長が認める場合 (2) 地区外の建築物等に表示、又は設置された屋外広告物で、地区内に突出するものについては、屋外広告物に関する行為の制限を適用しないものとする。

1 4 小杉町2丁目地区における景観形成の考え方及び行為の制限		
景観形成の考え方		(1) 「医療と文教の軸」との連続性に配慮した、暖かさや安らぎが感じられる潤いのある街並みの形成 (2) 通りと一体感のある歩道状空地やゆとりあるオープンスペースの確保 (3) 効果的に配置された緑と建築物の低層部においてデザインを切り替えることにより、ヒューマンスケールに配慮した設えによる、暖かさや安らぎが感じられる空間の創出
行為の制限（建築物又は工作物の形態意匠の制限）	施設計画及び建築物等のデザイン	(1) 商業又は業務機能を有する建築物の低層部は、大きな開口部や開放的なデザインとし、ガラス等を用いて内部の活動が見えるようにするなど、にぎわいの演出に配慮するものとする。 (2) 低層部は、高層部のデザインと切り替え、歩行者の目線でまとまりが感じられる街並みを演出するものとする。 (3) 低層部は、ヒューマンスケールを演出するため、デザインに変化をもたせるなど壁面の分節化を工夫するものとする。 (4) 高層部は、ランドマーク性を強調した表情豊かなデザインを工夫するものとする。 (5) 建築物の壁面が長大となる場合は、スリットを設けるか、又は壁面のデザインを分節化する等、圧迫感を軽減させる工夫に努めるものとする。 (6) 建築物の外壁の素材は、汚れにくく、変色しにくい等、美観の持続性に配慮した質の高い素材を使用する。 (7) 建築物付帯施設又は屋外設備類は、設置位置、垣、柵等の囲いの形態等に配慮して、周辺から直接見えにくくするとともに、建築物と一体的にデザインするよう努めるものとする。 (8) 窓のデザインは、壁面全体のバランスを考え、配置、形状及び割り付けに配慮するものとする。 (9) 商業又は業務機能を有する建築物では、通りと接する部分において、建築物の形状を工夫し、歩行者を引き込むような開放的な空間を創出するとともに、エントランス部を開放的なデザインとするよう努めるものとする。 (10) 日除けテントを設置する場合は、窓全面を覆ってはならず、その色彩は、原則として落ち着いたものとする。
	外壁の色彩に関する制限	(1) 「医療と文教の軸」沿いに立地することから、暖色系のアースカラーを基調とした暖かみのある街並みとなるよう配色を行うものとする。 (2) 建築物等の外壁の色彩は、次に掲げる範囲以内とする。 ア 高層部（地上20メートル（文教地区にあつては10メートル）を超える部分） (ア) マンセル値で色相0 Rから9.9 Rの範囲であり、明度8以上かつ彩度1以下 (イ) マンセル値で色相0 Y Rから4.9 Y Rの範囲であり、明度8以上かつ彩度2以下 (ウ) マンセル値で色相5 Yから9.9 Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度1以下 イ 低層部（地上20メートル（文教地区にあつては10メートル）以下の部分） (ア) マンセル値で色相0 Rから9.9 Rの範囲であり、明度3以上8未満かつ彩度2以下 (イ) マンセル値で色相0 Y Rから4.9 Y Rの範囲であり、明度5以上8未満かつ彩度2以下又は明度3以上5未満かつ彩度4以下 (ウ) マンセル値で色相5 Y Rから4.9 Yの範囲であり、明度5以上8未満かつ彩度4以下又は明度3以上5未満かつ彩度6以下 (エ) マンセル値で色相5 Yから9.9 Yの範囲であり、明度3以上8未満かつ彩度2以下 (3) 建築物等の壁面の20パーセントを超えない範囲で使用するアクセントカラーについては、前号の基準は適用しないものとする。 (4) 表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩は、外壁の色彩の基準によらないものとする。

民有地、敷地、通路及び広場のデザイン	(1) 通りと敷地の境界には、原則として塀及び柵を設けないものとする。 (2) 舗装材は、「医療と文教の軸」との連続性に配慮するとともに、自然を感じさせる素材とし、暖色系のアースカラーを基調とする。 (3) 敷地内の舗装の仕上げは、歩道と調和するよう配慮するものとする。 (4) 広場等は、利用者の交流を誘発するデザインを施し、暖かさや賑わいのある空間として整備するよう努めるものとする。 (5) 敷地内通路については、自然素材又は質感のある舗装材を使用するよう努めるものとする。 (6) 車止め、街灯、誘導サイン、ベンチその他の工作物は、シンプルで洗練されたデザインとする。 (7) 車止め等は、原則として「地」の色彩となる低明度の色又は金属等の素材色とするものとする。 (8) 通り抜けが可能な通路、小広場等を設け、回遊性の確保及び奥行きのある歩行者空間の形成に努めるものとする。
照明のデザイン	(1) 屋外照明は、省エネルギー効果の高い物の使用に努めるとともに、原則として過度に点滅する照明は使用しないものとする。 (2) 建築物の外構に設置される屋外照明で道路から視認されるものは、演色性が高く、かつ、暖かみの感じられる光源（色温度 2,000～4,000 ケルビン程度）を基調とするものとする。 (3) 建築物の低層部の室内において使用する照明は、演色性が高く、かつ、暖かみのあるものとするよう努めるものとする。ただし、にぎわいを演出する良質な景観照明、又は用途上やむを得ない場合は、この限りでない。 (4) 光源の眩しさを考慮して、できるだけ光源が直接見えないように努めるものとする。 (5) 屋外照明は、照度の確保及び外構デザインとの調和に配慮するものとする。 (6) 夜間の景観を演出するために効果的に設置するよう努めるものとする。
みどりのデザイン	(1) 植栽は、医療と文教の軸の連続性に配慮し、季節を感じさせる街路景観を創出するものとする。 (2) 緑化の空間の演出等により、多様な交流や潤いのある景観の形成に努めるものとする。 (3) 接道部、開放的な空間、建築物の屋上等は、可能な限り緑化に努めるものとする。
適用除外	次のいずれかに該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、建築物又は工作物の形態意匠の制限を適用しないものとする。 (1) 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合 (2) 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分の場合 (3) その他市長が認める場合

屋外広告物に関する行為の制限	定義		(1) 「低層部」とは、地上１０メートル以下の部分をいう。 (2) 「中層部」とは、地上１０メートルを超え地上４５メートル以下の部分をいう。 (3) 「高層部」とは、地上４５メートルを超える部分をいう。 (4) 「接地階」とは、地上階又はデッキ部分に接している階をいう。 (5) 「壁面看板」とは、建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）の壁面に対して平面的に広告表示するもののうち、「壁面広告幕」、「枠付懸垂幕」及び「窓面広告物」を除いたものをいう。 (6) 「壁面広告幕」とは、布、ビニール等に広告表示し、建築物等の壁面に対して平面的に取り付けたものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたものは除く。 (7) 「枠付懸垂幕」とは、建築物等の壁面に取り付けられた枠に固定された布、ビニール等に広告表示するもので、一辺の長さが壁面看板の大きさの基準の一辺あたりの長さを超えるものをいう。 (8) 「窓面広告物」とは、窓扉等のガラス部分の外側に広告表示するものをいう。 (9) 「窓裏広告物」とは、窓扉等のガラス部分の内側に表示する広告物で屋外から視認されるものをいう。 (10) 「袖看板」とは、建築物等の壁面に取り付けられた工作物の突出面に広告表示するものをいう。 (11) 「バナーフラッグ」とは、建築物等の壁面を利用した工作物等につり下げる布、ビニール等に広告表示するものをいう。 (12) 「広告塔・広告板」とは、設置階の床又は地盤に固定した工作物等に広告表示されるものをいう。 (13) 「仮設広告物」とは、表示又は設置期間が３か月以内であるものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたもので、枠の設置期間が３か月を超えるものを除く。 (14) 「屋上広告物」とは、建築物の上部に広告表示するものをいう。
	下記の各項目に共通する事項	配置	広告物は、できる限り集約化し、抑制に努めるとともに、位置や大きさを揃える等、乱雑にならないような配置を工夫するものとする。
		表示内容	広告物は、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示するものに限るものとする。
		形状	広告物の形状は、切文字式とすることを推奨するものとする。
		照明	(1) 電球等により点滅を繰り返す装置を使用する広告物は、設置しないものとする。 (2) ネオン管灯を露出して使用する広告物は設置しないものとする。ただし、ネオン管灯（２色以内を推奨する。）を、切文字式の広告物の文字の一部として線状に使用する場合は、この限りでない。 (3) 「地」が発光する箱型内照式看板の使用は、避けることを推奨するものとする。 (4) 広告物の照明は、省エネルギー効果の高い物の使用に努めるとともに、暖かみのある雰囲気 연출 するため、色温度３，０００ケルビン以下（切文字式の広告物で、節度ある落ち着いた色合いと明るさの照明を使用する場合を除く。）とすることを推奨するものとする。

	色彩のデザイン 文字のデザイン	(1) 広告物に使用する色彩は、原則として3色（色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。）以内とし、蛍光色は使用しないものとする。 (2) 広告物に使用する色彩の中に明度4以上かつ彩度4以上の色彩が含まれる場合は、広告物に使用する色彩の数を2色（色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。）以内とするよう努めるものとする。 (3) 広告物の「地」の部分には、明度4以下又は彩度4以下の色彩を使用することを推奨するものとする。ただし、やむを得ず広告物の「地」の部分に明度4かつ彩度4を超える色彩を使用する場合は、次に掲げる範囲内とするよう努めるとともに、広告物の文字の部分に使用する色彩を明度4以下又は彩度4以下とするよう努めるものとする。 ア 色相0Rから9.9Rの範囲であり、明度5以下かつ彩度1.4以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下 イ 色相0YRから9.9YRの範囲であり、明度6以下かつ彩度1.4以下、明度6を超え7以下かつ彩度8以下 ウ 色相0Yから2.4Yの範囲であり、明度8以下かつ彩度1.4以下 エ 色相2.5Yから9.9Yの範囲であり、明度7以下かつ彩度1.0以下 オ 色相0GYから9.9GYの範囲であり、明度7以下かつ彩度1.0以下 カ 色相0Gから9.9Pの範囲であり、明度5以下かつ彩度1.0以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下 キ 色相0RPから9.9RPの範囲であり、明度5以下かつ彩度1.2以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下 (4) 前各号に掲げる基準について、次のいずれかに掲げるものに該当し市長が認めた場合については適用しないものとする。 ア アクセントとして小さい面積（文字として使用する場合は文字面積の1.5パーセント以下、かつ文字以外の部分で使用する場合は文字以外の部分の面積の1.5パーセント以下）で使用する色彩 イ 会社名等に係るロゴタイプ（図形として一体的にデザインされ、かつ、原則として、色彩、字体を含めた図形として商標登録されたもの。）として使用する色彩 ウ 写真等（乱雑でないものに限る。） (1) 広告物の文字面積は40パーセント以下とするとともに、原則として、広告物の文字面積の3分の2以上の部分を8文字以下（会社名等の単一の固有名称を使用する場合で、当該固有名称の文字数が8文字を超える場合は、当該固有名称の文字数とする。）の単一の文節で構成するよう努めるものとする。ただし、広告物の文字面積を20パーセント以下とした場合は、この限りでない。 (2) 前号に掲げる基準において、広告物の文字面積の10分の9以上の部分を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を50パーセントまで拡大できるものとする。 (3) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字数を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を60パーセントまで拡大できるものとする。 (4) アルファベット等の場合は、前各号に掲げる基準に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できるものとする。 (5) 前各号に掲げる基準は、枠付懸垂幕、仮設広告物又は設置階に設置する2平方メートル以下の広告物については、適用しないものとする。
壁面看板・壁面広告幕		(1) 壁面看板（仮設広告物を除く。）の大きさは、1点につき縦の長さ5メートル以下、横の長さ5メートル以下とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。 ア 共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合 イ 縦の長さ3メートル以下の切り文字とする場合 ウ 接地階の開口部の上部に設置するもので縦の長さ1メートル以下とする場合 エ 建築物の壁面の上端から下方に垂直距離10メートルの範囲において、縦の長さ5メートル以下の切り文字とする場合 (2) 壁面看板は、高層部又は当該建築物の壁面（建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を含む。以下この項において同じ。）の上端から下方に垂直距離10メートルの範囲（低層部を除く）において、設置してはならないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

	ア 当該建築物の壁面の上端から 10メートルの範囲において、当該建築物の名称又はこれに類するものを切り文字で表示し、かつ、その面積の合計が、当該広告物を設置する主たる壁面の頂部から 10メートルの範囲の面積の 30パーセント以下とする場合 イ 共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合 (3) 壁面広告幕は、高層部に設置してはならないものとする。ただし、共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合は、この限りでない。 (4) 中層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の中層部の面積の 5パーセント以下（切り文字の場合は、当該切り文字の面積に 2分の1 を乗じて計算する。）とするものとする。ただし、共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合は、この限りでない。 (5) 低層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の低層部の面積の 15パーセント以下（切り文字の場合は、当該切り文字の面積に 2分の1 を乗じて計算する。）とするものとする。ただし、共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合は、この限りでない。 (6) 複数の広告物を連続して設置する場合は、その大きさ、設置する位置及び間隔を揃えるものとするよう努めるものとする。 (7) 接地階の出入り口の上部に設置する壁面看板は、縦の長さ 1メートル以下とし、かつ、同一の寸法で統一することを推奨するものとする。
枠付懸垂幕等	枠付懸垂幕等は、設置しないものとする。
窓面広告物・窓裏広告物	(1) 窓面広告物又は窓裏広告物に表示する文字の大きさは、縦の長さ 0.6メートル以下を基本とするものとする。 (2) 広告物は、窓面に直接貼り付けず、室内側に表示することを推奨するものとする。 (3) 同一壁面を利用する窓面広告物と窓裏広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面における階ごとの窓面積の合計の 20パーセント以下とする。ただし、次に掲げるものに該当する場合は、この限りではない。なお、切り文字の場合は、当該切り文字の面積に 2分の1 を乗じて計算することができるものとする。 ア 仮設広告物の場合 イ 共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集若しくは販売のために設置する場合 ウ 窓面広告物及び窓裏広告物の 1 壁面あたりの面積の合計が当該壁面（高層部を除く）の 3パーセント以下の場合 エ 窓に直接貼り付けて表示する広告物を表示若しくは設置しない場合 (4) 窓面広告物又は窓裏広告物を複数階の窓面に設置する場合は、設置位置及び幅を統一するよう努めるものとする。
屋上広告物	建築物の上部を利用する広告物は、設置しないものとする。
袖看板	袖看板は、接地階のみの設置とし、その下端までの高さを接地面から 2.5メートル以上とし、その規模を縦の長さ 0.7メートル以下、壁面からの出幅 1メートル以下とするものとする。ただし、デッキ部分に接する階に設置する場合は、デッキ部分に接している壁面のみに設置することができる。
バナーフラッグ	バナーフラッグの大きさは、横の長さ 1メートル以下とし、地上からの高さを揃えて設置するものとする。

置看板、立看板及び広告旗	置看板、立看板及び広告旗は、設置しないものとする。
広告塔・広告板	(1) 広告塔及び広告板は、縦の長さ2.5メートル以下、横の長さ5メートル以下、表示面積の合計25平方メートル以下とするものとする。ただし、建築物の名称又はこれに類するものを表示するものを川崎駅丸子線に接する敷地の入口付近に設置する場合は、地の色を、マンセル値で明度4以下かつ彩度4以下又は、彩度1以下とし、縦の長さ4メートル以下、横の長さ1.5メートル以下、表示面積の合計12平方メートル以下とするものとする。 (2) 広告塔及び広告板は、主要な入口あたり1箇所（敷地の入口付近に設置する場合は、敷地の入口あたり1箇所）の設置を基本とし、やむを得ず複数設置する場合は、できるだけ集約化するとともに、大きさ及び位置を揃えるよう努めるものとする。
映像装置	(1) 画像、文字等の映像を映し出す広告物は、接地階のみの設置とし、その数は、1壁面当たり1箇所（当該壁面が複数のテナントに使用されている場合には、1のテナント当たり1箇所）までとするものとする。 (2) 画像、文字等の映像を映し出す広告物の規模は、1壁面当たり3平方メートル以下とするものとする。
適用除外	(1) 次に掲げるものに該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、屋外広告物に関する行為の制限を適用しないものとする。 ア 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合 イ 公共的目的をもって表示し、又は設置する場合 ウ 道標等の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合 エ 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために表示し、又は設置する場合 オ 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する場合 カ 即時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合で、表示面積が1平方メートル以下の場合 キ 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置する場合 ク その他市長が認める場合 (2) 地区外の建築物等に表示、又は設置された屋外広告物で、地区内に突出するものについては、屋外広告物に関する行為の制限を適用しないものとする。

15 小杉町1・2丁目地区における景観形成の考え方及び行為の制限		
景観形成の考え方		(1) 「医療と文教の軸」との連続性に配慮した、暖かさや安らぎが感じられる潤いのある街並みの形成 (2) 通りと一体感のある歩道状空地やゆとりあるオープンスペースの確保 (3) 効果的に配置された緑と建築物の低層部においてデザインを切り替えることにより、ヒューマンスケールに配慮した設えによる、暖かさや安らぎが感じられる空間の創出
行為の制限（建築物又は工作物の形態意匠の制限）	施設計画及び建築物等のデザイン	(1) 商業又は業務機能を有する建築物の低層部は、大きな開口部や開放的なデザインとし、ガラス等を用いて内部の活動が見えるようにするなど、にぎわいの演出に配慮するものとする。 (2) 低層部は、高層部のデザインと切り替え、歩行者の目線でまとまりが感じられる街並みを演出するものとする。 (3) 低層部は、ヒューマンスケールを演出するため、デザインに変化をもたせるなど壁面の分節化を工夫するものとする。 (4) 高層部は、ランドマーク性を強調した表情豊かなデザインを工夫するものとする。 (5) 建築物の壁面が長大となる場合は、スリットを設けるか、又は壁面のデザインを分節化する等、圧迫感を軽減させる工夫に努めるものとする。 (6) 建築物の外壁の素材は、汚れにくく、変色しにくい等、美観の持続性に配慮した質の高い素材を使用する。 (7) 建築物付帯施設又は屋外設備類は、設置位置、垣、柵等の囲いの形態等に配慮して、周辺から直接見えにくくするとともに、建築物と一体的にデザインするよう努めるものとする。 (8) 窓のデザインは、壁面全体のバランスを考え、配置、形状及び割り付けに配慮するものとする。 (9) 商業又は業務機能を有する建築物では、通りと接する部分において、建築物の形状を工夫し、歩行者を引き込むような開放的な空間を創出するとともに、エントランス部を開放的なデザインとするよう努めるものとする。 (10) 日除けテントを設置する場合は、窓全面を覆ってはならず、その色彩は、原則として落ち着いたものとする。
	外壁の色彩に関する制限	(1) 「医療と文教の軸」沿いに立地することから、暖色系のアースカラーを基調とした暖かみのある街並みとなるよう配色を行うものとする。 (2) 建築物等の外壁の色彩は、次に掲げる範囲以内とする。 ア 高層部（地上20メートルを超える部分） (ア) マンセル値で色相0Rから9.9Rの範囲であり、明度8以上かつ彩度1以下 (イ) マンセル値で色相0YRから4.9YRの範囲であり、明度8以上かつ彩度2以下 (ウ) マンセル値で色相5Yから9.9Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度1以下 イ 低層部（地上20メートル以下の部分） (ア) マンセル値で色相0Rから9.9Rの範囲であり、明度3以上8未満かつ彩度1以上2以下 (イ) マンセル値で色相0YRから4.9YRの範囲であり、明度5以上8未満かつ彩度1以上2以下又は明度3以上5未満かつ彩度1以上4以下 (ウ) マンセル値で色相5YRから4.9Yの範囲であり、明度5以上8未満かつ彩度1以上4以下又は明度3以上5未満かつ彩度1以上6以下 (エ) マンセル値で色相5Yから9.9Yの範囲であり、明度3以上8未満かつ彩度1以上2以下 (3) 建築物等の壁面の20パーセントを超えない範囲で使用するアクセントカラーについては、前号の基準は適用しないものとする。 (4) 表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩は、外壁の色彩の基準によらないものとする。

民有地、敷地、通路及び広場のデザイン	(1) 通りと敷地の境界には、原則として塀及び柵を設けないものとする。 (2) 舗装材は、「医療と文教の軸」との連続性に配慮するとともに、自然を感じさせる素材とし、暖色系のアースカラーを基調とする。 (3) 敷地内の舗装の仕上げは、歩道と調和するよう配慮するものとする。 (4) 広場等は、利用者の交流を誘発するデザインを施し、暖かさや賑わいのある空間として整備するよう努めるものとする。 (5) 敷地内通路については、自然素材又は質感のある舗装材を使用するよう努めるものとする。 (6) 車止め、街灯、誘導サイン、ベンチその他の工作物は、シンプルで洗練されたデザインとする。 (7) 車止め等は、原則として「地」の色彩となる低明度の色又は金属等の素材色とするものとする。 (8) 通り抜けが可能な通路、小広場等を設け、回遊性の確保及び奥行きのある歩行者空間の形成に努めるものとする。
照明のデザイン	(1) 屋外照明は、省エネルギー効果の高い物の使用に努めるとともに、原則として過度に点滅する照明は使用しないものとする。 (2) 建築物の外構に設置される屋外照明で道路から視認されるものは、演色性が高く、かつ、暖かみの感じられる光源（色温度 2,000～4,000 ケルビン程度）を基調とするものとする。 (3) 建築物の低層部の室内において使用する照明は、演色性が高く、かつ、暖かみのあるものとするよう努めるものとする。ただし、にぎわいを演出する良質な景観照明、又は用途上やむを得ない場合は、この限りでない。 (4) 光源の眩しさを考慮して、できるだけ光源が直接見えないように努めるものとする。 (5) 屋外照明は、照度の確保及び外構デザインとの調和に配慮するものとする。 (6) 夜間の景観を演出するために効果的に設置するよう努めるものとする。
みどりのデザイン	(1) 植栽は、医療と文教の軸の連続性に配慮し、季節を感じさせる街路景観を創出するものとする。 (2) 緑化の空間の演出等により、多様な交流や潤いのある景観の形成に努めるものとする。 (3) 接道部、開放的な空間、建築物の屋上等は、可能な限り緑化に努めるものとする。
適用除外	次のいずれかに該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、建築物又は工作物の形態意匠の制限を適用しないものとする。 (1) 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合 (2) 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分の場合 (3) その他市長が認める場合

屋外広告物に関する行為の制限	定義		(1) 「低層部」とは、地上１０メートル以下の部分をいう。 (2) 「中層部」とは、地上１０メートルを超え地上４５メートル以下の部分をいう。 (3) 「高層部」とは、地上４５メートルを超える部分をいう。 (4) 「接地階」とは、地上階又はデッキ部分に接している階をいう。 (5) 「壁面看板」とは、建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）の壁面に対して平面的に広告表示するもののうち、「壁面広告幕」、「枠付懸垂幕」及び「窓面広告物」を除いたものをいう。 (6) 「壁面広告幕」とは、布、ビニール等に広告表示し、建築物等の壁面に対して平面的に取り付けたものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたものは除く。 (7) 「枠付懸垂幕」とは、建築物等の壁面に取り付けられた枠に固定された布、ビニール等に広告表示するもので、一辺の長さが壁面看板の大きさの基準の一辺あたりの長さを超えるものをいう。 (8) 「窓面広告物」とは、窓扉等のガラス部分の外側に広告表示するものをいう。 (9) 「窓裏広告物」とは、窓扉等のガラス部分の内側に表示する広告物で屋外から視認されるものをいう。 (10) 「袖看板」とは、建築物等の壁面に取り付けられた工作物の突出面に広告表示するものをいう。 (11) 「バナーフラッグ」とは、建築物等の壁面を利用した工作物等につり下げる布、ビニール等に広告表示するものをいう。 (12) 「広告塔・広告板」とは、設置階の床又は地盤に固定した工作物等に広告表示されるものをいう。 (13) 「仮設広告物」とは、表示又は設置期間が３か月以内であるものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたもので、枠の設置期間が３か月を超えるものを除く。 (14) 「屋上広告物」とは、建築物の上部に広告表示するものをいう。
	下記の各項目に共通する事項	配置	広告物は、できる限り集約化し、抑制に努めるとともに、位置や大きさを揃える等、乱雑にならないような配置を工夫するものとする。
		表示内容	広告物は、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示するものに限るものとする。
		形状	広告物の形状は、切文字式とすることを推奨するものとする。
		照明	(1) 電球等により点滅を繰り返す装置を使用する広告物は、設置しないものとする。 (2) ネオン管灯を露出して使用する広告物は設置しないものとする。ただし、ネオン管灯（２色以内を推奨する。）を、切文字式の広告物の文字の一部として線状に使用する場合は、この限りでない。 (3) 「地」が発光する箱型内照式看板の使用は、避けることを推奨するものとする。 (4) 広告物の照明は、省エネルギー効果の高い物の使用に努めるとともに、暖かみのある雰囲気 연출 するため、色温度 3, 0 0 0 ケルビン以下（切文字式の広告物で、節度ある落ち着いた色合いと明るさの照明を使用する場合を除く。）とすることを推奨するものとする。

	色彩のデザイン 文字のデザイン	(1) 広告物に使用する色彩は、原則として3色（色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。）以内とし、蛍光色は使用しないものとする。 (2) 広告物に使用する色彩の中に明度4以上かつ彩度4以上の色彩が含まれる場合は、広告物に使用する色彩の数を2色（色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。）以内とするよう努めるものとする。 (3) 広告物の「地」の部分には、明度4以下又は彩度4以下の色彩を使用することを推奨するものとする。ただし、やむを得ず広告物の「地」の部分に明度4かつ彩度4を超える色彩を使用する場合は、次に掲げる範囲内とするよう努めるとともに、広告物の文字の部分に使用する色彩を明度4以下又は彩度4以下とするよう努めるものとする。 ア 色相0Rから9.9Rの範囲であり、明度5以下かつ彩度1.4以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下 イ 色相0YRから9.9YRの範囲であり、明度6以下かつ彩度1.4以下、明度6を超え7以下かつ彩度8以下 ウ 色相0Yから2.4Yの範囲であり、明度8以下かつ彩度1.4以下 エ 色相2.5Yから9.9Yの範囲であり、明度7以下かつ彩度1.0以下 オ 色相0GYから9.9GYの範囲であり、明度7以下かつ彩度1.0以下 カ 色相0Gから9.9Pの範囲であり、明度5以下かつ彩度1.0以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下 キ 色相0RPから9.9RPの範囲であり、明度5以下かつ彩度1.2以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下 (4) 前各号に掲げる基準について、次のいずれかに掲げるものに該当し市長が認めた場合については適用しないものとする。 ア アクセントとして小さい面積（文字として使用する場合は文字面積の1.5パーセント以下、かつ文字以外の部分で使用する場合は文字以外の部分の面積の1.5パーセント以下）で使用する色彩 イ 会社名等に係るロゴタイプ（図形として一体的にデザインされ、かつ、原則として、色彩、字体を含めた図形として商標登録されたもの。）として使用する色彩 ウ 写真等（乱雑でないものに限る。） (1) 広告物の文字面積は40パーセント以下とするとともに、原則として、広告物の文字面積の3分の2以上の部分を8文字以下（会社名等の単一の固有名称を使用する場合で、当該固有名称の文字数が8文字を超える場合は、当該固有名称の文字数とする。）の単一の文節で構成するよう努めるものとする。ただし、広告物の文字面積を20パーセント以下とした場合は、この限りでない。 (2) 前号に掲げる基準において、広告物の文字面積の10分の9以上の部分を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を50パーセントまで拡大できるものとする。 (3) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字数を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を60パーセントまで拡大できるものとする。 (4) アルファベット等の場合は、前各号に掲げる基準に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できるものとする。 (5) 前各号に掲げる基準は、枠付懸垂幕、仮設広告物又は設置階に設置する2平方メートル以下の広告物については、適用しないものとする。 (1) 壁面看板（仮設広告物を除く。）の大きさは、1点につき縦の長さ5メートル以下、横の長さ5メートル以下とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。 ア 共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合 イ 縦の長さ3メートル以下の切り文字とする場合 ウ 接地階の開口部の上部に設置するもので縦の長さ1メートル以下とする場合 エ 建築物の壁面の上端から下方に垂直距離10メートルの範囲において、縦の長さ5メートル以下の切り文字とする場合 (2) 壁面看板は、高層部又は当該建築物の壁面（建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を含む。以下この項において同じ。）の上端から下方に垂直距離10メートルの範囲（低層部を除く）において、設置してはならないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。
壁面看板・壁面広告幕		

	ア 当該建築物の壁面の上端から 10メートルの範囲において、当該建築物の名称又はこれに類するものを切り文字で表示し、かつ、その面積の合計が、当該広告物を設置する主たる壁面の頂部から 10メートルの範囲の面積の 30パーセント以下とする場合 イ 共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合 (3) 壁面広告幕は、高層部に設置してはならないものとする。ただし、共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合は、この限りでない。 (4) 中層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の中層部の面積の 5パーセント以下（切り文字の場合は、当該切り文字の面積に 2分の 1 を乗じて計算する。）とするものとする。ただし、共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合は、この限りでない。 (5) 低層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の低層部の面積の 15パーセント以下（切り文字の場合は、当該切り文字の面積に 2分の 1 を乗じて計算する。）とするものとする。ただし、共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合は、この限りでない。 (6) 複数の広告物を連続して設置する場合は、その大きさ、設置する位置及び間隔を揃えるものとするよう努めるものとする。 (7) 接地階の出入り口の上部に設置する壁面看板は、縦の長さ 1メートル以下とし、かつ、同一の寸法で統一することを推奨するものとする。
枠付懸垂幕等	枠付懸垂幕等は、設置しないものとする。
窓面広告物・窓裏広告物	(1) 窓面広告物又は窓裏広告物に表示する文字の大きさは、縦の長さ 0.6メートル以下を基本とするものとする。 (2) 広告物は、窓面に直接貼り付けず、室内側に表示することを推奨するものとする。 (3) 同一壁面を利用する窓面広告物と窓裏広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面における階ごとの窓面積の合計の 20パーセント以下とする。ただし、次に掲げるものに該当する場合は、この限りではない。なお、切り文字の場合は、当該切り文字の面積に 2分の 1 を乗じて計算することができるものとする。 ア 仮設広告物の場合 イ 共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集若しくは販売のために設置する場合 ウ 窓面広告物及び窓裏広告物の 1 壁面あたりの面積の合計が当該壁面（高層部を除く）の 3パーセント以下の場合 エ 窓に直接貼り付けて表示する広告物を表示若しくは設置しない場合 (4) 窓面広告物又は窓裏広告物を複数階の窓面に設置する場合は、設置位置及び幅を統一するよう努めるものとする。
屋上広告物	建築物の上部を利用する広告物は、設置しないものとする。ただし、建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を利用して、当該建築物の名称又はこれに類するものを切り文字で表示する場合は、この限りではない。（※医療文教地区のみ）
袖看板	袖看板は、接地階のみの設置とし、その下端までの高さを接地面から 2.5メートル以上とし、その規模を縦の長さ 0.7メートル以下、壁面からの出幅 1メートル以下とするものとする。ただし、デッキ部分に接する階に設置する場合は、デッキ部分に接している壁面のみに設置することができる。
バナーフラッグ	バナーフラッグの大きさは、横の長さ 1メートル以下とし、地上からの高さを揃えて設置するものとする。

置看板、立看板及び広告旗	置看板、立看板及び広告旗は、設置しないものとする。
広告塔・広告板	(1) 広告塔及び広告板は、縦の長さ2.5メートル以下、横の長さ5メートル以下、表示面積の合計25平方メートル以下とするものとする。ただし、医療文教地区にあっては、建築物の名称又はこれに類するものを表示するものを敷地の入口付近に設置する場合は、地の色を、マンセル値で明度4以下かつ彩度4以下又は、彩度1以下とし、縦の長さ4メートル以下、横の長さ1.5メートル以下、表示面積の合計12平方メートル以下とするものとする。 (2) 広告塔及び広告板は、主要な入口あたり1箇所（敷地の入口付近に設置する場合は、敷地の入口あたり1箇所）の設置を基本とし、やむを得ず複数設置する場合は、できるだけ集約化するとともに、大きさ及び位置を揃えるよう努めるものとする。
映像装置	(1) 画像、文字等の映像を映し出す広告物は、接地階のみの設置とし、その数は、1壁面当たり1箇所（当該壁面が複数のテナントに使用されている場合には、1のテナント当たり1箇所）までとするものとする。 (2) 画像、文字等の映像を映し出す広告物の規模は、1壁面当たり3平方メートル以下とするものとする。
適用除外	(1) 次に掲げるものに該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、屋外広告物に関する行為の制限を適用しないものとする。 ア 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合 イ 公共的目的をもって表示し、又は設置する場合 ウ 道標等の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合 エ 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために表示し、又は設置する場合 オ 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する場合 カ 即時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合で、表示面積が1平方メートル以下の場合 キ 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置する場合 ク その他市長が認める場合 (2) 地区外の建築物等に表示、又は設置された屋外広告物で、地区内に突出するものについては、屋外広告物に関する行為の制限を適用しないものとする。